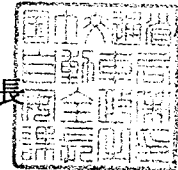


写

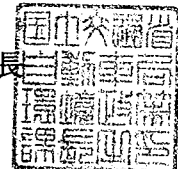
国自安第231号の3
国自環第198号の3
国自技第272号の3
国自情第310号の3
国自審第2101号の3
国自整第313号の3
平成31年4月1日

一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



環境政策課長



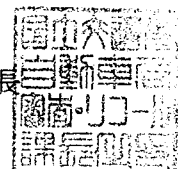
技術政策課長



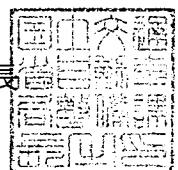
自動車情報課長



審査・リコール課長

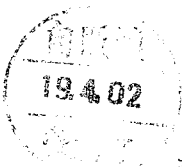


整備課長



元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて

標記について、別紙により通知したので傘下会員等に対する周知等についてご配慮の程宜しくお願い致します。



参考【自賠償保険関係】2019年5月改元QA_損保協会から保険会社

No.	Q	A	開示範囲(代理店/社内服/非公開)
1	【証明書】 証明書を「新元号」で交付するのは、いつからですか。	2019年5月以降申込契約より、「新元号」で証明書を交付します。新元号の証明書綴が配布されるまでは、旧元号(平成)の証明書綴の元号を訂正して表記します。 2019年4月以前申込契約においては、新元号の公表後であっても、保険期間等すべて「平成」で表記します。	代理店
2	【証明書】 2019年5月以降に、旧元号(平成)の証明書綴を使用する場合、元号の訂正はどのように行いますか。	「申込日」「保険期間」欄等の「平成」を以下のとおり「新元号」に訂正してください。(訂正印不要) (注)元号以外の訂正はできません <例> (申込日) (保険期間) 新元号 新元号 平成 1年5月●日 自 平成 1年5月●日 新元号 至 平成 4年5月●日	代理店
3	【証明書】 証明書綴の元号の訂正方法は手書きのみですか。	手書き以外に、ゴム印やスタンプによる訂正も可能です。	代理店
4	【証明書】 元年(1年)は、「元年」「1年」のどちらで表記しますか。	原則「1年」で表記してください。 ただし、「元年」で証明書を交付済の場合は差替不要です。	代理店
5	【証明書】 複写式ではないレーザープリンタ用の証明書も、元号の訂正は可能ですか。	可能です。 「申込書」「証明書」「領収証」のそれぞれの元号を訂正してください。	代理店
6	【証明書】 2019年5月以降、システム改修前等の理由により、2019年5月以降の日付が「平成」で表記された証明書は交付できますか。また、後日、証明書の差替は必要ですか。 <例> 2019年5月1日 → 平成31年5月1日	システム改修が間に合わず新元号の年を印字できない場合等は、「平成」表記で証明書を交付可能です。 後日の証明書の差替も不要ですが、保険契約者から「新元号」での証明書の再交付の要請があった場合は、保険会社でこれに応じます。	代理店
7	【証明書】 2019年4月以前に、誤って「新元号」で証明書を交付した場合、証明書の差替は必要ですか。 <例> (申込日) (保険期間) 平成 31年 4月 30日 自 新元号 1年5月1日 至 新元号 4年5月1日	西暦に読み替えた年月に誤りがない場合は、証明書の差替は不要です。 <例> 2019年5月⇒ ○平成31年5月 (=2019年5月) ○新元号1年5月 (=2019年5月) ×平成1年5月 (=1989年5月) ×新元号31年5月 (=2049年5月)	社内服
8	【証明書】 2019年5月以降に、旧元号(平成)の証明書綴を使用したか、元号の訂正を誤った場合(元号訂正もれ、「新元号」の記載もれ等)、証明書の差替は必要ですか。 <例> 平成 1年5月●日(元号訂正もれ) 平成 1年5月●日(「新元号」記載もれ)	西暦に読み替えた年月に誤りがある、または西暦に読み替えない場合は、証明書の「平成」を「新元号」に訂正するか、「新元号」表記の証明書との差替が必要です。	代理店
9	【証明書】【再交付証明書】 2019年4月以前申込契約で「平成」で交付された証明書は一律差替が必要ですか。	一律の差替は不要です。ただし保険契約者より差替要請があった場合は、保険会社で「新元号」表記の再交付証明書を交付します。	代理店
10	【証明書】【再交付証明書】 2019年5月以降、旧元号(平成)の証明書綴(再交付証明書綴含む)を訂正して使用しますが、旧元号(平成)の証明書綴はいつまで使用できますか。	新元号の証明書綴(再交付証明書綴含む、以下同じ)が届くまで使用できます。 ただし、配布済の旧元号(平成)の証明書綴は使い切る(または使用期限が到来する)まで継続使用することも可能です。	代理店

No.	Q	A	開示範囲 (代理店/社内限/非公開)
11	【再交付証明書】 2019年4月以前申込契約について、2019年5月以降に証明書を再交付する場合の元号表記は？	2019年5月以降の日付が「平成」で発行された2019年4月以前申込契約について、2019年5月以降に証明書の再交付を行う場合は、「新元号」で表記します。 <例1> 原証明書: 平成30年11月1日～平成32年11月30日 ↓ 再交付証明書: 平成30年11月1日～新元号2年11月30日 <例2> 原証明書: 平成32年11月1日～平成32年11月30日 ↓ 再交付証明書: 新元号2年11月1日～新元号2年11月30日	社内限
12	【再交付証明書】 2019年5月以降、システム改修前のため、2019年5月1日以降の日付が「平成」で表記された再交付証明書は有効ですか。	有効です。ただし、システム改修後に保険契約者から「新元号」表記の再交付証明書への差替要請があった場合はこれに応じます。	社内限
13	【保険標章】 新元号の保険標章 (ステッカー) の交付開始時期はいつですか。	2019年5月です。 2019年4月以前申込契約は、旧元号 (平成) の保険標章 (ステッカー) を交付します。 2019年5月以降、旧元号 (平成) の保険標章 (ステッカー) は交付できません。	代理店
14	【保険標章】 2019年4月以前申込契約について、2019年5月以降に保険標章 (ステッカー) を再交付する場合、新元号と旧元号 (平成) のどちらの保険標章 (ステッカー) を交付しますか。	2019年5月以降に再交付する場合は、新元号の保険標章 (ステッカー) を交付します。	社内限
15	【保険標章】 2019年4月以前に新元号の保険標章 (ステッカー)、2019年5月以降に旧元号 (平成) の保険標章 (ステッカー) を誤って交付した場合に差替は必要ですか？	年月を特定できるため差替は不要です。ただし保険契約者より差替要請があった場合は正しい表示の保険標章 (ステッカー) を交付します。	社内限
16	【保険標章】 2019年4月以前に契約した時に交付した旧元号 (平成) の保険標章 (ステッカー) は一律差替が必要ですか。	一律の差替は不要です。	社内限
17	【証明書】 【保険標章】 2019年5月以降申込契約ですが、システム改修が間に合わなかったため、「平成」表記で証明書を交付しています。 この場合も、新元号の保険標章 (ステッカー) を交付してよいですか。	2019年5月以降に交付する場合は、証明書の元号表記にかかわらず、新元号の保険標章 (ステッカー) を交付します。	代理店
18	【承認請求書】 2019年5月以降に、旧元号 (平成) の承認請求書は使用できますか。	使用できます。 2019年5月以降の日付は、「平成」を「新元号」に訂正して使用します。	代理店

写

元号が改められるに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の
取扱いについて（概要）

平成31年4月
安全政策課長
環境政策課長
技術政策課長
自動車情報課長
審査・リコール課長
整備課長

1. 概要

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）及び天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令（平成二十九年政令第三百二号）により、平成31年4月30日に天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が直ちに御即位されることとなります。

皇位の継承に伴い、元号を改める政令が公布されることにより、本年5月1日より元号が「平成」から新元号へ変わることとなりますが、検査登録・整備業務等において、既に交付されている証明書やこれから申請に用いる書面等に記載する元号の取扱いを定め、検査登録・整備業務等が混乱することなく円滑に行われるようにするためのものです。

2. スケジュール

公布：平成31年4月1日（元号の公表された日）

施行：平成31年5月1日

19.4.02